

3 監 査 第 225 号
令 和 4 年 3 月 24 日

請求人

安 田 慶 二 郎 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 原 よしのぶ

同 渡 辺 昇

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
(通知)

令和4年2月8日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和4年2月8日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関
愛知県知事
- 2 請求の対象となる財務会計行為
令和3年度9月補正予算に係るPCR検査機関設備整備費に関する支出
- 3 当該行為が違法・不当である理由
 - (1) 厚生労働大臣官房危機管理・医務技術総括審議官が2020年12月2日の国会で「PCR検査の陽性判定イコールウイルスの感染症の証明ではない」と回答しているが、何を証明するためにPCR検査を実施しているのか。
 - (2) 日本疫学会は、「新型コロナウイルス検査は、どのくらい正確なのですか？」とのQ&Aにおいて「今回のコロナウイルス感染症については、実際に感染していることの把握が難しいことから、実際の感染者に対してPCR検査がどれほど正しく診断できているかについての正確性の計算がまだできていません。」と回答している。
 - (3) 「厚生労働省は「PCR検査は誤判定がある。検査しすぎれば陰性なのに入院する人が増え、医療崩壊の危険がある」とし、PCR検査拡大に否定的な内部資料を作成し、政府中枢に説明していたことが、民間団体の調査で判明した」と報道されている。
 - (4) 「水に「陽性」反応？コロナ検査薬、性能にばらつき」との報道では、「ある企業の検査薬は、遺伝物質が含まれない水でも12回中4回が「陽性」と判定され、「偽陽性」が起きやすかった。」とされ、PCR検査が新型コロナウイルスの検査に向かないことを示唆している。
 - (5) 国立感染症研究所の「患者病日とリアルタイムPCR Ct値の相関について」には、「PCR検査はウイルス遺伝子を検出するものであり、感染性ウイルスの存在を証明するものではないが」とされ、PCR検査は感染性ウイルス、つまり新型コロナウイルスの存在を証明するものではないと書かれており、PCR検査は新型コロナウイルスを検出するには適していないことが分かる。
 - (6) 上記(1)から(5)までのことから、PCR検査を新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)の診断に使用することは適していないため、P

PCR検査に関する支出は不当であると考えられる。

4 請求する措置

PCR検査機関設備整備費（PCR検査機関における検査機器の整備への支援）等、PCR検査に関わる支出を全て停止せよ。

第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員の財務会計上の行為について、違法又は不当である旨を指摘することをその要件としている。

この点、請求人は、新型コロナウイルス感染症については、PCR検査がどれほど正しく診断できているかについての正確性の計算ができていないことや、新型コロナウイルス検査薬の性能にばらつきがあることなど、種々の論説、報道等を引用した上で、PCR検査を新型コロナウイルスの診断に使用することは適していないとして、PCR検査に関する支出が不当である旨を主張していると解される。

しかし、これは請求人の県政に対する自らの見解を述べているにとどまることから、財務会計上の行為が違法又は不当である旨の指摘として失当であり、その余を審査するまでもない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。